

京都市告示第 307 号

次のとおり都市公園の区域を変更します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 26 日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
梅小路公園	下京区観喜寺町 (一部)	平成 25 年 12 月 1 日
梅小路公園	下京区朱雀内畑町 (一部)	平成 25 年 12 月 1 日

(建設局南部みどり管理事務所)